

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第8号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正す規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成20年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5項」を「第7項」に改める。

第3条中「第6項」を「第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。